

資料1 業種別のおもな償却資産

業 種	償 却 資 産 の 内 容
各業種共通のもの	駐車場や構内の舗装路面（ロードヒーティング含む）、融雪槽、受変電設備、庭園、門扉・塀などの外構工事、ネオンサイン、広告塔、簡易間仕切、看板、カーテン、ブラインド、応接セット、除雪機（歩行型）、パソコン、LAN配線、コピー機、金庫、ロッカー、テレビ、冷蔵庫など
喫茶・飲食店	厨房機器、製めん機、混合機、カウンター、室内装飾品、音響機器、放送設備、タオル蒸器、日よけ、自動販売機、レジスターなど
理容・美容業	洗髪設備、赤外線灯、理容・美容椅子、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、ドライヤー、サインポール、レジスターなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、給排水設備、レジスターなど
農 業	稲刈機（歩行型）、乾燥機、耕うん機（歩行型）、散粉機、飼料配合機、精米機、は種機、田植機（歩行型）、脱穀機、動力噴霧機、発芽機、バインダー、もみすり機、ビニールハウスなど
医療（歯科）薬局 業 業	ベッド、手術台、歯科診療用ユニット、保育器、給食用厨房器具、消毒殺菌用機器、各種医療機器（レントゲン装置、心電計、顕微鏡、投影機、光学検査機器など）、薬品戸棚など
小 売 業	ショーウィンドウ、陳列ケース、自動販売機、冷凍ストッカー、日よけ、レジスターなど
ガソリン給油所	給油装置、地下タンク、キャノピー（家屋と分離しているもの）、リフト、充電機、コンプレッサー、自動販売機、レジスターなど
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、オイルクリーナー、洗車機、コンプレッサー、溶接機、充電機、グラインダー、ドリル、検査工具、治具、取付工具など
建 設 業	ブロックゲージ、トランシット、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、足場材料など
不動産賃貸業	中央監視装置、緑化施設、融雪槽、露天式立体駐車設備、ルームエアコン、FFストーブなど

資料2 少額減価償却資産の取扱いについて

経理区分 取得 価額基準	一時の損金、 必要経費と したものの	3年間の 一括償却と したものの	税務会計上、個別に 減価償却資産として 計上しているもの (法人の場合)	中小企業者等の 全額損金算入特例 を適用したもの
10万円未満	×	×	○	
10万円以上 20万円未満		×	○	○
20万円以上 30万円未満			○	○

申告対象となります・・・○

申告対象となりません・・・×

該当事例がありません・・・/

資料3 国税（法人税・所得税）との違い

項 目	固定資産税	国 税
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は「従来の定率法」 ※減価率は法人税法等の「旧定率法」の償却率と同じ	建物以外の資産は償却方法が 選択可能 (なお、資産の取得年月日によ って適用される償却方法が異 なる)
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません (圧縮前の取得価額を記入し てください)	認められます
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却 (租 税 特 別 措 置 法)	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改 良 費	区分評価	原則区分評価